

耐震改修証明書発行事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方税法施行規則附則第7条第7項の規定及び租税特別措置法施行規則第19条の11の2第1項の規定に基づく証明書（以下「耐震改修証明書」という。）の発行事務を適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 証明書 固定資産税及び所得税に係る耐震改修証明書をいう。
- (2) 耐震改修 住宅を現行の耐震基準に適合するように改修する工事をいう。
- (3) 申請者 千葉市に対し証明書の発行を依頼する者をいう。

(申請書の提出)

第3条 申請者は、証明書の発行を依頼しようとするときは平成18年国土交通省告示第464号で定める「住宅耐震改修証明申請書」を市長に提出しなければならない。

2 第1項の申請にあたり、市の補助金を受けないで耐震改修した住宅については、1号から10号に掲げる全ての書類を添付しなければならない。ただし、固定資産税に係る耐震改修証明書のみの発行を依頼するときは、2号、5号及び10号に掲げる書類は除く。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 住民票
- (3) 建物の全景写真及び耐震改修箇所の現況写真
- (4) 耐震改修工事の内訳書
- (5) 耐震改修工事前の耐震診断書
- (6) 耐震改修工事後の耐震診断書
- (7) 耐震改修工事の施工状況がわかる写真
- (8) 耐震改修工事に係る契約書及び領収書の写
- (9) 耐震改修前後の平面図
- (10) 耐震改修工事の設計書

(証明書の発行)

第4条 市長は、前条による申請書を受理し審査した結果、証明書を発行する要件を満たしていると認めるときは、速やかに当該申請に係る証明書を申請者に発行しなければならない。

(証明書の発行手数料)

第5条 証明書の交付に係る手数料は、千葉市証明書等手数料条例施行規則第2条第12号の規定に基づき免除とする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月30日から施行する。
- 2 平成23年6月29日までに、耐震改修工事の施工に係る契約を締結した場合は、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日までに、耐震改修工事の施工に係る契約を締結した場合は、従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日までに、耐震改修工事が完了した場合は、従前の例によるものとする。